泉大津市議会令和元年第２回定例会会議事項

（令和元年９月 11 日）

会　　議　　事　　項

種　別	番　号	事　　件　　名	ページ
報　告	１１	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	5
同	１２	平成３０年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件	9
同	１３	平成３０年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	１１
議　案	１２	泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件	１３
同	１３	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	３５
同	１４	泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の件	６７
同	１５	泉大津市市税条例の一部改正の件	７９
同	１６	泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正の件	１０７
同	１７	泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	１１３
同	１８	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件	１２９
同	１９	泉大津市都市公園条例の一部改正の件	１３３
同	２０	泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件	１３９
同	２１	泉大津市消防手数料条例の一部改正の件	１４９
同	２２	泉大津市消防団条例の一部改正の件	１５５
同	２３	動産買入れの件	１５９
同	２４	令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件	１６５

種　別	番　号	事　　件　　名	ページ
議　案	２５	令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	２０３
同	２６	平成３０年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件	２１９
認　定	１	平成３０年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件	２２３
同	２	平成３０年度泉大津市水道事業会計決算認定の件	２２５
同	３	平成３０年度泉大津市病院事業会計決算認定の件	２２７

報告第１１号

専　決　処　分　報　告　の　件

次の事件は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により市議会に報告する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

専　決　番　号	６
専 決 年 月 日	令和元年７月２２日
事　　件　　名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第６号

損害賠償の額の決定及び和解の件

令和元年５月１７日午前１１時４５分頃、泉大津市松之浜町一丁目１０番３１号地先路上において発生した車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治２９年法律第８９号）第６９５条の規定により和解する。

令和元年７月２２日専決

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

１　損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

２　相手方の住所氏名

大阪市住之江区柴谷一丁目２番７０号

ヤマト運輸株式会社大阪主管支店

支店長　森　岡　　紀　之

「別　紙」

損害賠償の額（和解金額）

区　　分	金　　額	備　　考
―	９０，９０４円	自動車補修費等
計	９０，９０４円	

報告第１２号

平成３０年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件

平成３０年度泉大津埠頭株式会社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、市議会に報告する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

報告第１３号

平成３０年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

平成３０年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、市議会に報告する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

議案第１２号

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与（第４条―第１８条）
第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与（第１９条―第２８条）
第４章　パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第２９条・第３０条）
第５章　雑則（第３１条―第３３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項及び第２０４条第３項の規定に基づき、法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　フルタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

⑵　パートタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第３条　この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員に

あっては報酬及び期末手当をいう。

２　給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第１に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（職務の級）

第５条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第２に定める等級別基準職務表によるものとする。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第１８条第２項を除き、以下同じ。）が決定する。

（号給）

第６条　新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第７条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年泉大津市条例第１４号。以下「給与条例」という。）第１４条から第１６条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第１４条第３項中「勤務時間等条例第３条第１項に規定する週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（地域手当）

第８条　給与条例第２０条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第９条　給与条例第２０条の３の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第１０条　給与条例第２１条第１項、第３項本文及び第４項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２１条第１項	正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第２１条第３項本文	勤務時間等条例第５条の規定により、あらかじめ同条例第３条第２項又は第４条により割り振られた１週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間
第２１条第４項	勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

（休日勤務手当）

第１１条　給与条例第２２条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２２条第１項	勤務時間等条例第９条	泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年泉大津市条例第１５号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第９条
	同条例第１０条に規定する代休日	代休日
第２２条第２項	勤務時間等条例第３条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	同条例第４条及び第５条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	において、正規の勤務時間	において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）

（夜間勤務手当）

第１２条　給与条例第２３条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第１３条　第１０条において準用する給与条例第２１条、第１１条において準用する給与条例第２２条及び第１２条において準用する給与条例第２３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたも

ので除して得た額とする。

２　次条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第１４条　フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（端数処理）

第１５条　前条に規定する勤務１時間当たりの給与額並びに第１０条において準用する給与条例第２１条、第１１条において準用する給与条例第２２条及び第１２条において準用する給与条例第２３条の規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（宿日直手当）

第１６条　給与条例第２５条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　前項において準用する給与条例第２５条第１項の勤務は、第１０条において準用する給与条例第２１条第１項、第１１条において準用する給与条例第２２条第１項及び前条において準用する給与条例第２３条の勤務には含まれないものとする。

（特殊勤務手当）

第１７条　給与条例第２６条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４７年泉大津市条例第１３号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（期末手当）

第１８条　給与条例第３４条から第３４条の３までの規定は、任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期が６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったとき（任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第２７条第２項及び第３項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第１９条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年泉大津市条例第１５号。以下「勤務時間等条例」という。）第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

２　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を

２１で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間を７．７５で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を１６２．７５で除して得た額とする。

４　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第２条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第４条から第６条までの規定を適用して得た額に、１００分の６を乗じて得た額を加算した額とする。

（時間外勤務に係る報酬）

第２０条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第２３条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。

⑴　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

⑵　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に

は、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第２３条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が３８時間４５分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　次に掲げる時間の合計が１箇月について６０時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２３条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

⑴　第１項の勤務の時間　１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）

⑵　前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　１００分の５０

（休日勤務に係る報酬）

第２１条　祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第２３条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当

する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第２２条　正規の勤務時間として、午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき次条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の２５を乗じて得た額とする。

（勤務１時間当たりの報酬額の算出）

第２３条　第２０条から第２２条までに規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額による報酬　第１９条第１項の規定により計算して得た額に１２を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

⑵　日額による報酬　第１９条第２項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

⑶　時間額による報酬　第１９条第３項の規定により計算して得た額

２　次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額による報酬　第１９条第１項の規定により計算して得た額に１２を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額

⑵　日額による報酬　前項第２号の規定により計算して得た額

（報酬の減額）

第２４条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第１号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を

減額する。

２　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第２号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

（報酬の端数処理）

第２５条　前条に規定する勤務１時間当たりの報酬額及び第２０条から第２２条までの規定により勤務１時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（特殊勤務に係る報酬）

第２６条　特殊勤務手当条例第３条から第７条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（期末手当）

第２７条　給与条例第３４条から第３４条の３までの規定は、任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第３４条第４項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前６箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２　任期が６月に満たないパートタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第２８条　報酬は、月の１日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

２　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第４章　パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

（通勤に係る費用弁償）

第２９条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第２０条の３第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、別に定める。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第３０条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　旅行に係る費用弁償の額は、泉大津市職員旅費条例（昭和３８年泉大津市条例第１６号）の規定の適用を受ける職員の例による。

第５章　雑則

（給与からの控除）

第３１条　給与条例第４７条の２の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第３２条　この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（委任）

第３３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級 / 号給	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
１	１４４，１００	１９４，０００
２	１４５，２００	１９５，８００
３	１４６，４００	１９７，６００
４	１４７，５００	１９９，４００
５	１４８，６００	２００，９００
６	１４９，７００	２０２，７００
７	１５０，８００	２０４，５００
８	１５１，９００	２０６，３００
９	１５３，０００	２０７，９００
１０	１５４，４００	２０９，７００
１１	１５５，７００	２１１，５００
１２	１５７，０００	２１３，３００
１３	１５８，３００	２１４，７００

１４	１５９，８００	２１６，５００
１５	１６１，３００	２１８，２００
１６	１６２，９００	２２０，０００
１７	１６４，２００	２２１，７００
１８	１６５，７００	２２３，４００
１９	１６７，２００	２２５，０００
２０	１６８，７００	２２６，６００
２１	１７０，１００	２２８，０００
２２	１７２，８００	２２９，７００
２３	１７５，４００	２３１，３００
２４	１７８，０００	２３２，９００
２５	１８０，７００	２３４，０００
２６	１８２，４００	２３５，５００
２７	１８４，０００	２３６，９００
２８	１８５，７００	２３８，２００
２９	１８７，２００	２３９，５００
３０	１８８，９００	２４０，７００
３１	１９０，７００	２４１，７００
３２	１９２，４００	２４２，９００
３３	１９４，０００	２４４，２００
３４	１９５，４００	２４５，３００
３５	１９６，９００	２４６，５００
３６	１９８，４００	２４７，８００
３７	１９９，７００	２４８，７００
３８	２０１，０００	２５０，１００
３９	２０２，２００	２５１，５００
４０	２０３，５００	２５２，９００
４１	２０４，８００	２５４，３００
４２	２０６，１００	２５５，７００

43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	
62	226,600	
63	227,400	
64	228,300	
65	229,000	
66	229,800	
67	230,700	
68	231,700	
69	232,400	
70	233,100	
71	233,700	

７２	２３４，５００	
７３	２３５，３００	
７４	２３６，０００	
７５	２３６，７００	
７６	２３７，３００	
７７	２３８，０００	
７８	２３８，８００	
７９	２３９，６００	
８０	２４０，３００	
８１	２４０，８００	
８２	２４１，５００	
８３	２４２，２００	
８４	２４２，９００	
８５	２４３，５００	
８６	２４４，２００	
８７	２４４，９００	
８８	２４５，６００	
８９	２４６，１００	
９０	２４６，６００	
９１	２４６，９００	
９２	２４７，３００	
９３	２４７，６００	

別表第２（第５条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的又は補助的な業務を行う職務
２級	相当の知識又は経験を必要とする職務

（参　考）

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものであること。

１　趣旨

この条例（案）は、地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであること。（第１条）

２　定義

この条例（案）において使用する用語の意義を、次のとおり定めるものであること。（第２条）

⑴　フルタイム会計年度任用職員　１週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一である職員

⑵　パートタイム会計年度任用職員　１週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と比べて短い時間である職員

３　会計年度任用職員の給与

「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当をいうものであること。（第３条）

４　給料

フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第１に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものであること。（第４条）

５　職務の級

フルタイム会計年度任用職員の職務は、別表第２に定める等級別基準職務表によるものであること。（第５条）

６　号給

新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定するものであること。（第６条）

7　給料の支給

給料の支給定日、給料支給の始期及び終期については、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定を準用するものであること。（第７条）

8　フルタイム会計年度任用職員に支給する手当

フルタイム会計年度任用職員に支給する次に掲げる手当については、給与条例の規定を準用するものであること。（第８条から第１２条まで及び第１６条から第１８条まで）

⑴　地域手当

⑵　通勤手当

⑶　時間外勤務手当

⑷　休日勤務手当

⑸　夜間勤務手当

⑹　宿日直手当

⑺　特殊勤務手当

⑻　期末手当

9　パートタイム会計年度任用職員の報酬

⑴　月額、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額について、その計算方法を定めるものであること。（第１９条第１項から第３項まで）

⑵　⑴の報酬の額を計算する場合における基準月額は、４～６の規定を適用した額に対して、地域手当相当分である１００分の６を乗じて得た額を加算した額とするものであること。（第１９条第４項）

10　パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬

次に掲げる勤務を行ったパートタイム会計年度任用職員には、その勤務に係る報酬を支給するものであること。（第２０条から第２２条まで及び第２６条）

⑴　時間外勤務

⑵　休日勤務

⑶　夜間勤務

⑷　特殊勤務

11　パートタイム会計年度任用職員の期末手当

パートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。）の期末手当については、給与条例の規定を準用するものであること。（第２７条）

12　報酬の支給

パートタイム会計年度任用職員の報酬支給期日等について定めるものであること。（第２８条）

13　費用弁償

パートタイム会計年度任用職員の通勤及び公務のための旅行に係る費用については、費用弁償として支給するものであること。（第２９条及び第３０条）

14　勤務１時間当たりの給与額及び報酬額の算出

勤務１時間当たりの給与額及び報酬額を算出する場合における計算方法について定めるものであること。（第１３条及び第２３条）

15　給与及び報酬の減額

定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額及び報酬額を減額するものであること。（第１４条及び第２４条）

16　端数処理

勤務１時間当たりの給与額及び報酬額等を算出する場合における端数処理について定めるものであること。（第１５条及び第２５条）

17　給与からの控除

給与からの控除については、給与条例の規定を準用するものであること。（第３１条）

18　市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与

職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものであること。（第３２条）

19　委任

この条例（案）の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであること。（第３３条）

20　施行期日

この条例（案）は、令和２年４月１日から施行するものであること。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級 / 号給	１級 給料月額	２級 給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700

職務の級 / 号給	１級 給料月額	２級 給料月額
	円	円
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	
62	226,600	

職務の級 / 号給	１級 給料月額
	円
63	227,400
64	228,300
65	229,000
66	229,800
67	230,700
68	231,700
69	232,400
70	233,100
71	233,700
72	234,500
73	235,300
74	236,000
75	236,700
76	237,300
77	238,000
78	238,800
79	239,600
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

別表第２（第５条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的又は補助的な業務を行う職務
２級	相当の知識又は経験を必要とする職務

議案第１３号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されること等に伴い、関係条例の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１条　泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年泉大津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「占める職員」の次に「及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員」を加える。

（泉大津市職員定数条例の一部改正）

第２条　泉大津市職員定数条例（昭和２４年泉大津市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「臨時」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

（泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条　泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和２６年泉大津市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の１項を加える。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第４条第２項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第１４号）」を「条例」に改める。

（泉大津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第４条　泉大津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年泉大津市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「合計額」の次に「（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第　　号）第２０条第１項から第３項までに規定する

報酬の額）」を加える。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第５条　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年泉大津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第６条　泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年泉大津市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１９条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第１９条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

（泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第７条　泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成４年泉大津市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

⑷　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア　次のいずれにも該当する非常勤職員

(ｱ)　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

(ｲ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の３の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ｳ)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子

が１歳に到達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条の３を第２条の５とし、第２条の２の次に次の２条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める日）

第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日

⑵　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該

子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次

の各号のいずれにも該当するときとする。

⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合

⑵　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第３条に次の２号を加える。

⑹　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は第２条の４の規定に該当すること。

⑺　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第５条の３第２項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第６条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第８条中「育児休業法第１０条第１項又は第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする」を「次に掲げる職員とする」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員

⑵　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第９条第１項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第７条第１項に規定する

正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第８条　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年泉大津市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第２条、第３条関係）」に改め、「、看護師その他医療業務従事者」を削る。

（泉大津市職員旅費条例の一部改正）

第９条　泉大津市職員旅費条例（昭和３８年泉大津市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「旅行する職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）」を加える。

第２条第１号中「（昭和２５年法律第２６１号）」を削る。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１０条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年泉大津市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第４条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

第１３条の３中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

（泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１１条　泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年泉大津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２１条を次のように改める。

（会計年度任用企業職員の給与）

第２１条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

⑵　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当

２　会計年度任用企業職員の給与の基準については、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第　　号）の規定を準用する。

（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第１２条　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４７年泉大津市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２６条第２項」の次に「及び泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第　　号）第１７条」を加える。

（泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１３条　泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例（平成２３年泉大津市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第９条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第９条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１４条　泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和３８年泉大津市条例第１７

号）の一部を次のように改正する。

第２条中「除く。」の次に「）及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（」を加える。

（泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１５条　泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２５年泉大津市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２２条を次のように改める。

（会計年度任用企業職員の給与）

第２２条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

⑵　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当

２　会計年度任用企業職員の給与の基準については、別に定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（参　考）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第１　泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　案	現　行
（任命権者の報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 ⑴～⑿　（略）	（任命権者の報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 ⑴～⑿　（略）

第２　泉大津市職員定数条例新旧対照表（第２条関係）

改　正　案	現　行
（定義） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第６項、第１７２条第３項、第１９	（定義） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第６項、第１７２条第３項、第１９

改　正　案	現　行
１条第２項及び第２００条第６項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１９条及び第３１条第３項、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１２条第９項、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２０条第２項並びに消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１１条第２項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	１条第２項及び第２００条第６項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１９条及び第３１条第３項、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１２条第９項、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２０条第２項並びに消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１１条第２項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

第３　泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第３条関係）

改　正　案	現　行
（休職の効果） 第３条　法第２８条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年を超えない範囲内におい	（休職の効果） 第３条　法第２８条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年をこえない範囲内におい

改　正　案	現　行
て、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。	て、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。	
第４条　（略）	第４条　（略）
２　休職者は、休職の期間中条例に別段の定をしない限りいかなる給与も支給されない。	２　休職者は、休職の期間中一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第１４号）に別段の定をしない限りいかなる給与も支給されない。

第４　泉大津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第４条関係）

改　正　案	現　行
（減給の効果）	（減給の効果）
第３条　減給は１日以上６月以下給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	第３条　減給は１日以上６月以下給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の１０分の１以下を減ずるものとする。

改　正　案	現　行
（令和元年泉大津市条例第　　号） 第２０条第１項から第３項までに規定する報酬の額）の１０分の１以下を減ずるものとする。	

第５　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第５条関係）

改　正　案	現　行
（職員の派遣） 第２条　（略） ２　法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴及び⑵　（略） ⑶　地方公務員法第２２条に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。） ⑷及び⑸　（略） ３　（略）	（職員の派遣） 第２条　（略） ２　法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴及び⑵　（略） ⑶　地方公務員法第２２条第１項に規定する条件附採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。） ⑷及び⑸　（略） ３　（略）

第６　泉大津市職員の勤務時間等に関する条例新旧対照表（第６条関係）

改　正　案	現　行
（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等） 第１９条　地方公務員法第２２条の２	（非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第１９条　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

改　正　案	現　行
第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	を除く。）の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

第７　泉大津市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第７条関係）

改　正　案	現　行
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 ㋐　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 ㋑　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴～⑶　（略）

改　正　案	現　行
か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の３の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 ㈢　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に到達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該	

改　正　案	現　行
任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの （育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 ⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日 ⑵　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が	

改　正　案	現　行
当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） ⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場	

改　正　案	現　行
合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日 ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当	

改　正　案	現　行
該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） 第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	

改　正　案	現　行
であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 ⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合 ⑵　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合	
第２条の５　（略）	第２条の３　（略）
（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）	（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）
第３条　育児休業法第２条第１項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第３条　育児休業法第２条第１項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
⑹　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は第２条の４の規定に該当すること。	
⑺　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特	

改　正　案	現　行
定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	
（期末手当等の支給） 第５条の３　（略） ２　一般職の職員の給与に関する条例第３５条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（期末手当等の支給） 第５条の３　（略） ２　一般職の職員の給与に関する条例第３５条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（職務復帰後における給与等の取扱い） 第６条　育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の２分の１に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日（一般職の職員	（職務復帰後における給与等の取扱い） 第６条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の２分の１に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日（一般職の職員の給与に関する条例第１３

改　正　案	現　行
の給与に関する条例第１３条第１項の市長が定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。	条第１項の市長が定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。
（部分休業をすることができない職員） 第８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員 ⑵　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員	（部分休業をすることができない職員） 第８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、育児休業法第１０条第１項又は第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする。
（部分休業） 第９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する休業をいう。以	（部分休業） 第９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する休業をいう。以

改　正　案	現　行
下同じ。）の承認は、勤務時間条例第７条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、１日を通じて２時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、３０分を単位として行うものとする。	下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、１日を通じて２時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、３０分を単位として行うものとする。
２　（略）	２　（略）

第８　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第８条関係）

改正案

別表（第２条、第３条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
臨時診療所の医師	従事時間が８時間以内の場合　120,000円以内	任命権者が市長と協議して定める額
	従事時間が８時間を超える場合は当該１時間につき15,000円以内	
（略）	（略）	

備考　（略）

現行

別表

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
臨時診療所の医師、看護師その他医療業務従事者	従事時間が８時間以内の場合　120,000円以内	任命権者が市長と協議して定める額
	従事時間が８時間を超える場合は当該１時間につき15,000円以内	
（略）	（略）	

備考　（略）

第９　泉大津市職員旅費条例新旧対照表（第９条関係）

改　正　案	現　行
（目的） 第１条　この条例は、公務のために旅行する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び職員以外の者に対して、支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対して、支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　職員　地方公務員法第３条に規定する職員をいう。 ⑵～⑼　（略）	（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　職員　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条に規定する職員をいう。 ⑵～⑼　（略）

第１０　一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第１０条関係）

改　正　案	現　行
（会計年度任用職員の給与） 第４条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定に	（特殊職員に対する例外） 第４条　次に掲げる職員に係る給与に関しては、別に定めるところによる。

改　正　案	現　行
かかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。	⑴　常時勤務を要しない者（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）、又は毎月一定の給料、若しくは手当の支給を受けないもの ⑵　６ケ月未満の期間を定めて使用される者 ⑶　日々雇い入れる者
（再任用短時間勤務職員の給料月額） 第１３条の３　地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第１３条第７項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年泉大津市条例第１５号。以下「勤務時間等条例」という。）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	（再任用短時間勤務職員の給料月額） 第１３条の３　再任用短時間勤務職員の給料月額は、第１３条第７項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年泉大津市条例第１５号。以下「勤務時間等条例」という。）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第１１　泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第１１条関係）

改　正　案	現　行
（会計年度任用企業職員の給与） 第２１条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 ⑴　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 ⑵　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当 ２　会計年度任用企業職員の給与の基準については、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第　　号）の規定を準用する。	（非常勤職員の給与） 第２１条　水道企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第１２　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第１２条関係）

改　正　案	現　行
（目的） 第１条　この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第１４号）第２６条第２項及び泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第　　号）第１７条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第１４号）第２６条第２項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

第１３　泉大津市立幼稚園に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第１３条関係）

改　正　案	現　行
（会計年度任用職員の給与） 第９条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。	（臨時雇用教職員の給与） 第９条　次に掲げる教職員（附則第３項において「臨時雇用教職員」という。）の給与については、第２条から前条までの規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける教職員の給与及び市給与条例第４条で規定する特殊職員の給与との均衡を考慮し、教育委員会が別に定める。 ⑴　常時勤務を要しない者（地方公務員法第２８条の５第１項に規定

改　正　案	現　行
	する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者 ⑵　６箇月未満の期間を定めて使用される者 ⑶　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和３０年法律第１２５号）第３条の規定により臨時的任用される者並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第６条の規定により任期付採用及び臨時的任用される者 ⑷　日々雇い入れる者

第１４　泉大津市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第１４条関係）

改　正　案	現　行
（退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。）及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げ	（退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合

改　正　案	現　行
る職員（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

第１５　泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第１５条関係）

改　正　案	現　行
（会計年度任用企業職員の給与） 第２２条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 ⑴　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 ⑵　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員として任用される職員　給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手	（非常勤職員の給与） 第２２条　病院企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

改　　正　　案	現　　行
当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当 2　会計年度任用企業職員の給与の基準については、別に定める。	

議案第１４号

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の件

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成３１年政令第１５２号）の公布に伴い、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例（平成５年泉大津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「昭和４２年法律第８１号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本市の住民基本台帳」を「本市が備える住民基本台帳」に改める。

第５条第２項第１号を次のように改める。

⑴　住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第５条第２項第２号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第３項中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

第６条第１項第４号を次のように改める。

⑷　氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第６条第１項第７号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に改め、同条第２項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第７条第１項を次のように改める。

市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以

下「印鑑登録証」という。）を登録申請者又はその代理人に対して直接に交付するものとする。

第１２条第６号中「氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」に改める。

第１４条第１項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第１４条第１項第５号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

第１６条第２号中「提出がないとき」の次に「（前条の規定による交付を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、令和元年１１月５日から施行する。

（参　考）

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項について所要の改正を行うものであること。

１　改正内容

⑴　印鑑登録原票の登録事項

住民票に旧氏の記載がされている場合において、旧氏を印鑑登録原票の登録事項とするものであること。（第６条関係）

⑵　印鑑登録証明書の記載事項

住民票に旧氏の記載がされている場合において、旧氏を印鑑登録証明書の記載事項とするものであること。（第１４条関係）

⑶　その他所要の規定の整備を行うものであること。

２　施行期日

この条例（案）は、令和元年１１月５日から施行するものであること。

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（登録資格） 第２条　印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。 ２　（略） （登録印鑑） 第５条　（略） ２　市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。 ⑴　住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの ⑵　職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表している	（登録資格） 第２条　印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。 ２　（略） （登録印鑑） 第５条　（略） ２　市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。 ⑴　住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの ⑵　職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

改　正　案	現　行
もの ⑶～⑻　（略） ３　市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録原票） 第６条　市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通	⑶～⑻　（略） ３　市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録原票） 第６条　市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

改　正　案	現　行
称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）	
⑸及び⑹　（略）	⑸及び⑹　（略）
⑺　外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記	⑺　外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記
⑻　（略）	⑻　（略）
２　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができるものとする。	２　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができるものとする。
（印鑑登録証）	（印鑑登録証）
第７条　市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を登録申請者又はその代理人に対して直接に交付するものとする。	第７条　市長は、印鑑を登録した場合は、次の各号に掲げる効力を有する印鑑登録証を登録申請者又はその代理人に対して直接に交付するものとする。
	⑴　印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提出しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。
	⑵　市長は、印鑑登録証を持参して

改　正　案	現　行
	印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（印鑑登録の消除）	（印鑑登録の消除）
第１２条　市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の登録を消除するものとする。	第１２条　市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の登録を消除するものとする。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
⑹　婚姻その他の理由で氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更があり、第５条第２項第１号に該当したとき。	⑹　婚姻その他の理由で氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更があり、第５条第２項第１号に該当したとき。
⑺及び⑻　（略）	⑺及び⑻　（略）
（印鑑登録証明書）	（印鑑登録証明書）
第１４条　印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）に	第１４条　印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）につ

改　正　案	現　行
ついて市長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、災害その他の理由により印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明できないときは、規則で定める方法により証明することができる。	いて市長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、災害その他の理由により印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明できないときは、規則で定める方法により証明することができる。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）	⑵　氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）
⑶及び⑷　（略）	⑶及び⑷　（略）
⑸　外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記	⑸　外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記
２　（略）	２　（略）
（印鑑登録証明書交付の拒否）	（印鑑登録証明書交付の拒否）
第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付を行わないものとする。	第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付を行わないものとする。
⑴　（略）	⑴　（略）

改　正　案	現　行
⑵　印鑑登録証の提出がないとき（前条の規定による交付を除く。）。	⑵　印鑑登録証の提出がないとき。
⑶及び⑷　（略）	⑶及び⑷　（略）

議案第１５号

泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

地方税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第２号）の公布に伴い、軽自動車税について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）

第１条　泉大津市市税条例（昭和３９年泉大津市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第６条の２に次の３項を加える。

２　大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

３　大阪府知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第６条の４の規定により読み替えられた第４２条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第６条の２を附則第６条の２の３とし、附則第６条の次に次の２条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第６条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間（附則第６条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第４１条の２第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第６条の２の２　市長は、当分の間、第４２条の２の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車の環境性能割を課さない。

附則第６条の６に次の１項を加える。

３　自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第４２条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。

附則第７条の見出し及び同条第１項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第８条の３中「平成３４年度」を「令和４年度」に改める。

附則第９条の２第１項中「平成４５年度」を「令和１５年度」に、「平成３３年」を「令和３年」に改める。

附則第１０条第１４項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附則第１１条第１項中「附則第３０条」を「附則第３０条第１項」に改め、「指定」の次に「（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条第２項から第４項までを次のように改める。

２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から

令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(ｲ)	３，９００円	１，０００円
第２号ア(ｳ) a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア(ｳ) b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第４３条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(ｲ)	３，９００円	２，０００円
第２号ア(ｳ) a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア(ｳ) b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第４３条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和

３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(ｲ)	３，９００円	３，０００円
第２号ア(ｳ) a	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア(ｳ) b	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１１条の２の見出し及び同条第１項中「軽自動車税」の次に「の種別割を加え、同条第２項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第４４条」を「第４４条第２項」に改め、同条第３項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第４項を削る。

附則第１３条（見出しを含む。）、第１４条（見出しを含む。）及び第１５条（見出しを含む。）中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第２０条中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。

第２条　泉大津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第１１条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条に次の１項を加える。

５　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１１条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例（案）は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、第２条の

規定は、令和３年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の泉大津市市税条例（以下「新条例」という。）の軽自動車税の環境性能割に関する部分は令和元年１０月１日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第３条　第２条の規定による改正後の泉大津市市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（参　考）

泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、軽自動車税について所要の改正を行うものであること。

１　軽自動車税

⑴　環境性能割

ア　令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した自家用軽乗用車について、次の表のとおり、環境性能割の税率を１％軽減するものであること。（第１条の規定による附則第６条の２及び第６条の６関係）

軽自動車税の環境性能割の税率（臨時的軽減措置）

種　　別	改正案	現　行
地方税法第４５１条第１項第１号の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車	非課税	１％
地方税法第４５１条第２項又は第３項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車	１％	２％

イ　軽自動車税の環境性能割の税率適用における判定基準については、国土交通大臣の認定等に基づき判断をすること等を定めるものであること。（第１条の規定による附則第６条の２の３関係）

⑵　種別割

ア　現行のグリーン化特例（軽課）措置を２年間延長するものであること。（第１条の規定による附則第１１条関係）

イ　グリーン化特例（軽課）措置の適用対象を、令和３年４月１日以後に初回車両番号指定を受けた電気自動車等に限定するものであること。（第２条の規定による附則第１１条関係）

２　その他所要の規定の整備を行うものであること。

３　附則に関する事項

⑴　施行期日

この条例（案）は、令和元年１０月１日から施行するものであること。ただ

し、１⑵イは、令和３年４月１日から施行するものであること。（改正条例附則第１条）

⑵　経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第２条及び第３条）

泉大津市市税条例新旧対照表

第１　泉大津市市税条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　案	現　行
附　則 （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第６条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間（附則第６条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第４１条の２第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の非課税の特例） 第６条の２の２　市長は、当分の間、第４２条の２の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	附　則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

改　正　案	現　行
第６条の２の３　（略） ２　大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ３　大阪府知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第６条の４の規定により読み替えられた第４２条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該	第６条の２　（略）

改　正　案	現　行
申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。 ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第６条の６　（略） ２　（略） ３　自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第４２条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第６条の６　（略） ２　（略）

改　正　案	現　行
該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。	
（平成３０年度から令和２年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）	（平成３０年度から平成３２年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
第７条　地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項の規定に基づき、平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第１８条の３（法附則第２１条の２第２項において準用する場合を含む。）及び法附則第２５条の３（法附則第２７条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。	第７条　地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項の規定に基づき、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第１８条の３（法附則第２１条の２第２項において準用する場合を含む。）及び法附則第２５条の３（法附則第２７条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
２　（略）	２　（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第８条の３　平成３０年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第１３条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第	第８条の３　平成３０年度から平成３４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第１３条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条

改　正　案	現　行
１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
第９条の２　平成２２年度から令和１５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第１４条及び第１６条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第９条の２　平成２２年度から平成４５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から平成３３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第１４条及び第１６条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　（略）	２　（略）
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

改　正　案	現　行
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２～１３　（略）	２～１３　（略）
１４　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	１４　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。
１５及び１６　（略）	１５及び１６　（略）
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第１１条　法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第４３条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第１１条　法附則第３０条に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第４３条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税	２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動

改　正　案	現　行
の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	１，０００円
第２号ア(ウ)ａ	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア(ウ)ｂ	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第４３条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規

改　正　案	現　行
税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(ｲ)	３，９００円	２，０００円
第２号ア(ｳ)ａ	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア(ｳ)ｂ	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第４３条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(ｲ)	３，９００円	３，０００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円

改　正　案			現　行		
第２号ア(ｳ)ａ	６，９００円	５，２００円		１０，８００円	８，１００円
	１０，８００円	８，１００円		３，８００円	２，９００円
第２号ア(ｳ)ｂ	３，８００円	２，９００円		５，０００円	３，８００円
	５，０００円	３，８００円			

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第１１条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第４４条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたこ

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第１１条の２　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第４４条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として

改　正　案	現　行
とを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第４７条及び第４８条の規定を除く。）を適用する。 ３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第４７条及び第４８条の規定を除く。）を適用する。 ３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 ４　第２項の規定の適用がある場合における法第１７条の５第３項、法第１８条第１項及び法第４５５条第１項の規定の適用については、法第１７条の５第３項中「３年」とあるのは「７年」と、法第１８条第１項中「５年間」とあるのは「７年間」と、法第４５５条第１項中「納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下軽自動車税について同様とする」とあるのは「法附則第３０条の２第２項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者

改　正　案	現　行
	についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があった場合には、その延長された納期限」とする。
（宅地等に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第１３条　宅地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る	第１３条　宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に

改　正　案	現　行
当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整都

改　正　案	現　行
計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商	４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商

改　正　案	現　行
業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
（農地に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第１４条　農地に係る平成３０年度か	第１４条　農地に係る平成３０年度か

改　正　案	現　行
ら令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	ら平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
（略）	（略）
（市街化区域農地に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第１５条　市街化区域農地に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第	（市街化区域農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第１５条　市街化区域農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則

改　正　案	現　行
２７条の規定により法附則第１９条の３の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	第２７条の規定により法附則第１９条の３の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市	２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該

改　正　案	現　行
街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
（個人の市民税の均等割の税率の特例等）	（個人の市民税の均等割の税率の特例等）
第２０条　平成２６年度から令和５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第９条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に５００円を加算した額とする。	第２０条　平成２６年度から平成３５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第９条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に５００円を加算した額とする。
２　（略）	２　（略）

第２　泉大津市市税条例新旧対照表（第２条関係）

改　正　後	改　正　前
（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１１条　法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第５項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第４３条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１１条　法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第４３条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第４３条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた	

改　正　後	改　正　前
場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第１１条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第１１条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２及び３　（略）	２及び３　（略）

議案第１６号

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正の件

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）により、子どものための教育・保育給付の支給認定を受けた小学校就学前子どもの保護者を示す「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に改められたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成２７年泉大津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第４条第１項中「支給認定保護者又は」を「教育・保育給付認定保護者又は」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第２項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（利用者負担額） 第３条　法第２７条第３項第２号、第２８条第２項第１号から第３号まで、第２９条第３項第２号、第３０条第２項第１号から第４号まで及び附則第９条第１項第１号から第３号までの政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、当該各号の政令で定める額を限度として市長が別に定める額とする。	（利用者負担額） 第３条　法第２７条第３項第２号、第２８条第２項第１号から第３号まで、第２９条第３項第２号、第３０条第２項第１号から第４号まで及び附則第９条第１項第１号から第３号までの政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、当該各号の政令で定める額を限度として市長が別に定める額とする。
（利用者負担額の徴収） 第４条　市長は、市立幼稚園（泉大津市立学校園条例（昭和４０年泉大津市条例第４号）第２条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）、市立保育所（泉大津市保育所設置条例（昭和３８年泉大津市条例第５号）第１条に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（泉大津市立認定こども園条例（平成２５年	（利用者負担額の徴収） 第４条　市長は、市立幼稚園（泉大津市立学校園条例（昭和４０年泉大津市条例第４号）第２条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）、市立保育所（泉大津市保育所設置条例（昭和３８年泉大津市条例第５号）第１条に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（泉大津市立認定こども園条例（平成２５年

改　正　案	現　行
泉大津市条例第１９号）第２条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）から教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）から、使用料として前条に定める利用者負担額を徴収する。	泉大津市条例第１９号）第２条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）から教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から、使用料として前条に定める利用者負担額を徴収する。
２　市長は、法附則第６条第４項の規定により、私立保育園（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。）から保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から前条に定める利用者負担額を徴収する。	２　市長は、法附則第６条第４項の規定により、私立保育園（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。）から保育を受けた子どもの支給認定保護者等から前条に定める利用者負担額を徴収する。

議案第１７号

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の改正に対応するとともに、国の基準に従うなどして定める本市条例について、今後国の基準の改正があった場合においても同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年泉大津市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第１章　総則」を削る。

第２条を次のように改める。

（法第３４条第２項及び第４６条第２項の条例で定める基準）

第２条　法第３４条第２項及び第４６条第２項に規定する条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）に定めるとおりとする。

第３条を削る。

第２章及び第３章を削る。

附則第２項から第７項までを削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に対応するとともに、国の基準に従うなどして定める本市条例について、今後国の基準の改正があった場合においても同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを行うものであること。

１　改正内容

⑴　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に定めるとおりとするものであること。（第２条関係）

⑵　その他所要の規定の整備を行うものであること。

２　施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改　正　案	現　行
	目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第４条） 第２節　運営に関する基準（第５条―第３４条） 第３節　特例施設型給付費に関する基準（第３５条・第３６条） 第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第３７条） 第２節　運営に関する基準（第３８条―第５０条） 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第５１条・第５２条） 附則 第１章　総則
第１条　（略） （法第３４条第２項及び第４６条第２項の条例で定める基準）	第１条　（略） （定義）

改　正　案	現　行
第２条　法第３４条第２項及び第４６条第２項に規定する条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）に定めるとおりとする。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　小学校就学前子ども　法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。 ⑵　認定こども園　法第７条第４項に規定する認定こども園をいう。 ⑶　幼稚園　法第７条第４項に規定する幼稚園をいう。 ⑷　保育所　法第７条第４項に規定する保育所をいう。 ⑸　家庭的保育事業　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。 ⑹　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。 ⑺　居宅訪問型保育事業　児童福祉法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 ⑻　事業所内保育事業　児童福祉法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。 ⑼　支給認定　法第２０条第４項に規定する支給認定をいう。 ⑽　支給認定保護者　法第２０条第

改　正　案	現　行
	４項に規定する支給認定保護者をいう。 ⑾　支給認定子ども　法第２０条第４項に規定する支給認定子どもをいう。 ⑿　支給認定証　法第２０条第４項に規定する支給認定証をいう。 ⒀　支給認定の有効期間　法第２１条に規定する支給認定の有効期間をいう。 ⒁　教育・保育　法第１４条第１項に規定する教育・保育をいう。 ⒂　特定教育・保育施設　法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。 ⒃　特定教育・保育　法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。 ⒄　法定代理受領　法第２７条第５項（法第２８条第４項において準用する場合を含む。）又は法第２９条第５項（法第３０条第４項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）又は特定地域型保育

改　正　案	現　行
	（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 ⑱　特定地域型保育事業　法第４３条第３項に規定する特定地域型保育事業をいう。 ⑲　特定地域型保育事業者　法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。 ⑳　特定地域型保育　法第２９条第１項に規定する特定地域型保育をいう。 ㉑　特別利用保育　法第２８条第１項第２号に規定する特別利用保育をいう。 ㉒　特別利用教育　法第２８条第１項第３号に規定する特別利用教育をいう。 ㉓　特別利用地域型保育　法第３０条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育をいう。 ㉔　特定利用地域型保育　法第３０条第１項第３号に規定する特定利用地域型保育をいう。

改　正　案	現　行
	（一般原則） 第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 ２　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 ３　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第５９条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

改　正　案	現　行
	４　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準 第４条　（略） 第２節　運営に関する基準 第５条～第３４条　（略） 第３節　特例施設型給付費に関する基準 第３５条及び第３６条　（略） 第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準 第３７条　（略） 第２節　運営に関する基準 第３８条～第５０条　（略） 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準 第５１条及び第５２条　（略）
附　則	附　則

改　正　案	現　行
この条例は、法の施行の日から施行する。	（施行期日） １　この条例は、法の施行の日から施行する。 （特定保育所に関する特例） ２　特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第１３条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第２項中「（法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第１９条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第６条第１項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は

改　正　案	現　行
	受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第６条及び第７条の規定は適用しない。 ３　特定保育所は、市町村から児童福祉法第２４条第１項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 （施設型給付費等に関する経過措置） ４　特定教育・保育施設が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第１３条第１項中「法第２７条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法附則第９条第１項第１号イに規定する市町村が定める額」と、「法第２８条第２項第２号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第２号ロ⑴に規定する市町村が定める額」と、「同項第３号」とあるのは「法第２８条第２項第３号」と、同条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教

改　正　案	現　行
	育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第９条第１項第１号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第２号ロ⑴に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ⑵に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第３号」とあるのは「法第２８条第２項第３号」とする。 ５　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第

改　正　案	現　行
	４３条第１項中「法第３０条第２項第２号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第９条第１項第３号イ⑴に規定する市町村が定める額」と、「同項第３号」とあるのは「法第３０条第２項第３号」と、同条第２項中「法第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第９条第１項第３号イ⑴に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ⑵に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第３号」とあるのは「法第３０条第２項第３号」とする。 （小規模保育事業Ｃ型の利用定員に関する経過措置） ６　小規模保育事業Ｃ型にあっては、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、第３７条

改　正　案	現　行
	第１項中「６人以上１０人以下」とあるのは、「６人以上１５人以下」とする。 （連携施設に関する経過措置） ７　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第４２条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第１８号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）が改正されたことに伴う引用法令の条項ずれ等について、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年泉大津市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項を次のように改める。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第１３条、第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条、第９条及び第１２条の規定によるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（償還等） 第１５条　（略） ２　（略） ３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第１３条、第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条、第９条及び第１２条の規定によるものとする。	（償還等） 第１５条　（略） ２　（略） ３　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第１３条第１項、令第８条から第１１条までの規定によるものとする。

議案第１９号

泉大津市都市公園条例の一部改正の件

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

公園利用者のために設置している駐車場の適正な管理及び使用を図る必要があることから、当該駐車場の使用料を設定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市都市公園条例（昭和４７年泉大津市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「別表第１」の次に「及び別表第２」を加え、同条第２項中「施設」の次に「（別表第２に掲げる施設を除く。）」を加える。

第１０条第１項中「別表第２」を「別表第３」に改め、同条第２項本文中「別表第１」の次に「及び別表第２」を加える。

別表第２を別表第３とし、別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２

公園名	公園施設	使用時間	使用料
古池公園 三十合池公園 助松公園	駐車場	午前８時から午後８時まで	３０分までごとに　１００円
		午後８時から午前８時まで	１時間までごとに　１００円

備考

１　駐車後２４時間までの上限金額は、６００円とする。

２　２４時間を超える継続利用にあっては、２４時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、公園利用者のために設置している駐車場の適正な管理及び使用を図る必要があることから、古池公園、三十合池公園及び助松公園の駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を有料施設とし、その使用料の額を定めるものであること。

１　改正内容

⑴　駐車場を有料施設とするものであること。（第７条関係）

⑵　駐車場の使用料を次のとおり定めるものであること。（第１０条第２項及び別表第２関係）

公園名	使用時間	使用料
古池公園 三十合池公園 助松公園	午前８時から午後８時まで	３０分までごとに　１００円
	午後８時から午前８時まで	１時間までごとに　１００円

備考

１　駐車後２４時間までの上限金額は、６００円とする。

２　２４時間を超える継続利用にあっては、２４時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。

２　施行期日

この条例（案）は、令和２年４月１日から施行するものであること。

泉大津市都市公園条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（有料公園施設） 第７条　市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第１及び別表第２に掲げるとおりとする。	（有料公園施設） 第７条　市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第１に掲げるとおりとする。
２　前項の施設（別表第２に掲げる施設を除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	２　前項の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
３　（略）	３　（略）
（使用料等） 第１０条　法第５条第１項、法第６条第１項、同条第３項、及び第３条第１項若しくは第３項の許可を受けた者は別表第３に掲げる額の使用料又は泉大津市道路占用料条例（昭和３７年条例第５号）別表道路占用料金表に定める額の占用料を納付しなければならない。	（使用料等） 第１０条　法第５条第１項、法第６条第１項、同条第３項、及び第３条第１項若しくは第３項の許可を受けた者は別表第２に掲げる額の使用料又は泉大津市道路占用料条例（昭和３７年条例第５号）別表道路占用料金表に定める額の占用料を納付しなければならない。
２　第７条に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、別表第１及び別表第２の使用料を納付しなければならない。ただし、第３条第１項第２号及び第３号若しくは同条第３項の許可を受けた者が、有料公園施設	２　第７条に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、別表第１の使用料を納付しなければならない。ただし、第３条第１項第２号及び第３号若しくは同条第３項の許可を受けた者が、有料公園施設を利用しよう

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>を利用しようとする場合において入場料、その他これに類する料金を徴収するときにおいては、別表第１に掲げる額の５割増とする。
附　則
別表第１　（略）
別表第２
<table><tr><th>公園名</th><th>公園施設</th><th>使用時間</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">古池公園
三十合池公園
助松公園</td><td rowspan="2">駐車場</td><td>午前８時から午後８時まで</td><td>30 分までごとに100 円</td></tr><tr><td>午後８時から午前８時まで</td><td>１時間までごとに100 円</td></tr></table>備考
１　駐車後２４時間までの上限金額は、６００円とする。
２　２４時間を超える継続利用にあっては、２４時間を超える部分の金額は、上表により算定した使用料金とする。
別表第３　（略）</td><td>とする場合において入場料、その他これに類する料金を徴収するときにおいては、別表第１に掲げる額の５割増とする。
附　則
別表第１　（略）
別表第２　（略）</td></tr>
</table>

議案第２０号

泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

水道法（昭和３２年法律第１７７号）の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定は、５年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととされたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新及びその手数料について規定するとともに、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の一部が改正され、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市水道事業給水条例（昭和３３年泉大津市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第７条の２中「第５条」を「第６条」に改める。

第８条中第４項を第５項とし、同条第３項中「第１項の指定」の次に「及び前項の更新」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　指定給水装置工事事業者で指定の更新をしようとするものは、５年ごとに市長に申請をしなければならない。

第３０条第１項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　指定更新手数料

第３９条第３号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第８号中「又は水道環境」を削る。

第４０条第２号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、「同条第１号に規定する学校を卒業した者」を「同条第１号に規定する学校の卒業者」に、「同条第３号に規定する学校を卒業した者」を「同条第３号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」に、「同条第４号に規定する学校を卒業した者」を「同条第４号に規定する学校の卒業者」に改め、同条第４号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第３号に規定する学校の卒業者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第５号中「卒業者」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を加える。

別表第２中「

指定手数料	１件について	10,000円

」を

「

指定手数料	１件について	10,000円
指定更新手数料	１件について	10,000円

」に改める。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、第３９条及び第４０条の改正規定は、公布の日から施行する。

（参　考）

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定は、５年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととされたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新及びその手数料について規定するとともに、学校教育法の一部が改正され、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものであること。

１　水道法の一部改正に伴う改正

⑴　指定給水装置工事事業者の指定の更新について規定するものであること。（第８条関係）

⑵　指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額を、１件について１０，０００円と定めるものであること。（第３０条第１項及び別表第２関係）

２　学校教育法の一部改正に伴う改正

大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられ、同大学の前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされたことに伴い、短期大学の卒業者と同様に、専門職大学の前期課程の修了者を布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に加えるものであること。（第３９条及び第４０条関係）

３　附則に関する事項

この条例（案）は、令和元年１０月１日から施行するものであること。ただし、２は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市水道事業給水条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（構造及び材質） 第７条の２　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「法施行令」という。）第６条に規定する基準に適合するものでなければならない。	（構造及び材質） 第７条の２　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「法施行令」という。）第５条に規定する基準に適合するものでなければならない。
（指定給水装置工事事業者） 第８条　指定給水装置工事事業者とは、次の各号のいずれにも該当する者で市長の指定を受けたものをいう。 ⑴～⑶　（略） ２　（略） ３　指定給水装置工事事業者で指定の更新をしようとするものは、５年ごとに市長に申請をしなければならない。 ４　第１項の指定及び前項の更新に当たっては、指定手数料を徴収する。 ５　（略）	（指定給水装置工事事業者） 第８条　指定給水装置工事事業者とは、次の各号のいずれにも該当する者で市長の指定を受けたものをいう。 ⑴～⑶　（略） ２　（略） ３　第１項の指定に当たっては、指定手数料を徴収する。 ４　（略）
（手数料） 第３０条　手数料は次のとおりとし、申込者の負担とする。 ⑴～⑷　（略） ⑸　指定更新手数料 ⑹　（略）	（手数料） 第３０条　手数料は次のとおりとし、申込者の負担とする。 ⑴～⑷　（略） ⑸　（略）

改　正　案	現　行
２～４　（略）	２～４　（略）
（布設工事監督者の資格）	（布設工事監督者の資格）
第３９条　法第１２条第２項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第３９条　法第１２条第２項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	⑶　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑷～⑺　（略）	⑷～⑺　（略）
⑻　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	⑻　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）
第４０条　法第１９条第３項に規定す	第４０条　法第１９条第３項に規定す

改　正　案	現　行
る条例で定める資格は、次のとおりとする。	る条例で定める資格は、次のとおりとする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校の卒業者については４年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	⑵　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑶　（略）	⑶　（略）
⑷　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了	⑷　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>した後）、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑸　外国の学校において、第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑹　（略）
別表第２
手数料表
<table><tr><td>種別</td><td>区分</td><td>金額</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>指定手数料</td><td>１件について</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>指定更新手数料</td><td>１件について</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>同条第３号に規定する学校の卒業者については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑸　外国の学校において、第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑹　（略）
別表第２
手数料表
<table><tr><td>種別</td><td>区分</td><td>金額</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>指定手数料</td><td>１件について</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第２１号

泉大津市消防手数料条例の一部改正の件

泉大津市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

令和元年１０月１日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引上げ等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第１２号）が公布され、危険物製造所等に係る手数料の額の標準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市消防手数料条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市消防手数料条例（平成２４年泉大津市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項⑸中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の泉大津市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例による。

（参　考）

泉大津市消防手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、令和元年１０月１日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げ等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、危険物製造所等に係る手数料の額の標準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

１　改正内容

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料の額を引き上げるものであること。（別表第１関係）

２　附則に関する事項

⑴　施行期日

この条例（案）は、令和元年１０月１日から施行するものであること。

⑵　経過措置

この条例（案）による改正後の泉大津市消防手数料条例の規定は、この条例（案）の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例によるものであること。

泉大津市消防手数料条例新旧対照表

改正案

別表第１（消防法関係手数料）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
１及び２　（略）	（略）
３　法第１１条第１項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	⑴～⑷　（略）
	⑸　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア及びイ　（略） ウ　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,590,000円 エ　危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,950,000円 オ　危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　2,270,000円 カ～ク　（略）
	⑹～⑿　（略）
４～17　（略）	（略）

備考　（略）

現行

別表第１（消防法関係手数料）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
１及び２　（略）	（略）
３　法第１１条第１項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	⑴～⑷　（略）
	⑸　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査　次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア及びイ　（略） ウ　危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,580,000円 エ　危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　1,940,000円 オ　危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　2,260,000円 カ～ク　（略）
	⑹～⑿　（略）
４～17　（略）	（略）

備考　（略）

議案第２２号

泉大津市消防団条例の一部改正の件

泉大津市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）が公布され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められたことに伴い、消防団員の欠格条項について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市消防団条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市消防団条例（平成１７年泉大津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号を削り、同条第２号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号を同条第３号とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

泉大津市消防団条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（欠格条項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 ⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵　第８条第１項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ⑶　６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活を常とする者	（欠格条項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 ⑴　成年被後見人又は被保佐人 ⑵　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑶　第８条第１項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ⑷　６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活を常とする者

議案第２３号

動　産　買　入　れ　の　件

消防署に配置する高規格救急自動車を次のとおり買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年泉大津市条例第６号）第３条の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

１　買入れ額　　２９，９２０，０００円

２　買入れ先　　所　　在　　大阪市此花区北港一丁目４番６４号

名　　称　　大阪トヨペット株式会社法人営業部

部　長　　加　藤　　光　行

（参　考）

物品売買仮契約書（抜粋）

１　件名（品名）　　高規格救急自動車

２　納 入 場 所　　泉大津市消防本部

３　納 入 期 限　　令和２年２月１５日

４　契 約 金 額　　￥２９，９２０，０００－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥２，７２０，０００－

５　契約保証金　　泉大津市財務規則（昭和４４年泉大津市規則第７号）第１１４条（契約金額の１００分の１０に相当する額以上）又は第１１６条の規定による。

上記の物品について、発注者泉大津市と請負者大阪トヨペット株式会社法人営業部は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年泉大津市条例第６号）第３条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和元年７月２９日

発注者　泉大津市

代表者　泉大津市長　南　出　賢　一　印

請負者　大阪市此花区北港一丁目４番６４号

大阪トヨペット株式会社法人営業部

部　長　加　藤　光　行　㊞

高 規 格 救 急 自 動 車

・高規格救急自動車専用シャシ

全長　約５.６メートル

全幅　約１.９メートル

全高　約２.５メートル

・高度救命処置用資機材

気道確保用資機材一式

半自動除細動器

輸液用資機材一式

血中酸素飽和度測定器

バイタル測定器一式

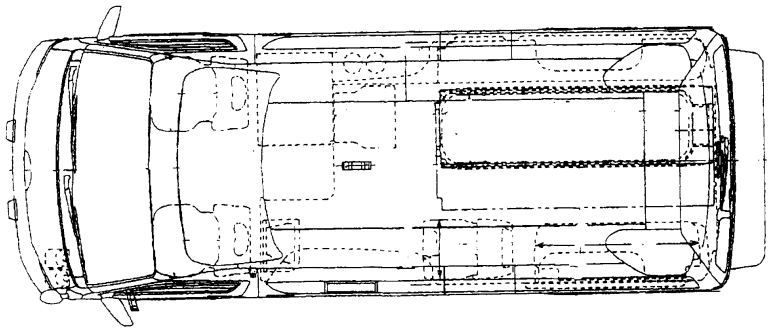

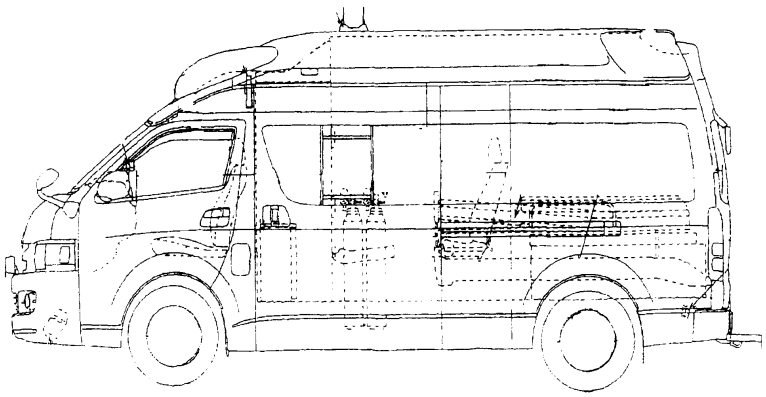

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

（補正第２号）

議案第２４号

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

令和元年度泉大津市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６７，３７３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，４２２，５０７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8 地方特例交付金		74,000	171,406	245,406
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	171,406	171,406
11 分担金及び負担金		151,307	△57,105	94,202
	1 負担金	151,307	△57,105	94,202
12 使用料及び手数料		428,592	△12,427	416,165
	1 使用料	294,839	△15,012	279,827
	2 手数料	133,753	2,585	136,338
13 国庫支出金		5,452,562	103,054	5,555,616
	1 国庫負担金	4,757,470	97,744	4,855,214
	2 国庫補助金	644,878	5,310	650,188
14 府支出金		1,893,553	49,123	1,942,676
	1 府負担金	1,322,452	47,767	1,370,219
	2 府補助金	427,267	1,356	428,623
17 繰入金		415,486	△2,000	413,486
	1 基金繰入金	387,740	△2,000	385,740
19 諸収入		508,913	7,922	516,835

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	5　雑入	465,011	7,922	472,933
20　市債		1,543,400	7,400	1,550,800
	1　市債	1,543,400	7,400	1,550,800
歳　　入　　合　　計		27,155,134	267,373	27,422,507

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総務費		2,361,436	92,463	2,453,899
	1　総務管理費	1,647,333	91,066	1,738,399
	4　戸籍住民登録費	222,760	1,397	224,157
3　民生費		12,943,919	128,775	13,072,694
	1　社会福祉費	4,654,438	522	4,654,960
	2　児童福祉費	4,268,656	128,253	4,396,909
4　衛生費		2,769,986	2,230	2,772,216
	2　清掃費	1,109,677	2,230	1,111,907
7　土木費		2,782,656	4,538	2,787,194
	4　都市計画費	663,283	4,538	667,821
8　消防費		811,509	4,306	815,815
	1　消防費	811,509	4,306	815,815
9　教育費		2,004,473	35,061	2,039,534
	1　教育総務費	538,946	1,356	540,302
	3　中学校費	287,062	514	287,576
	4　幼稚園費	303,110	23,255	326,365

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	6 保健体育費	110,228	9,936	120,164
歳　　出　　合　　計		27,155,134	267,373	27,422,507

第２表　地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
体育施設整備事業費	補正前	千円 0	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又は銀行その他資金	20年以内	5年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	7,400	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上
（補正額）		7,400							
補正前の額		1,543,400							
合　計		1,550,800							

令和元年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

（補正第２号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
8 地方特例交付金	７４，０００
11 分担金及び負担金	１５１，３０７
12 使用料及び手数料	４２８，５９２
13 国庫支出金	５，４５２，５６２
14 府支出金	１，８９３，５５３
17 繰入金	４１５，４８６
19 諸収入	５０８，９１３
20 市債	１，５４３，４００
歳　入　合　計	２７，１５５，１３４

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
１７１，４０６	２４５，４０６
△５７，１０５	９４，２０２
△１２，４２７	４１６，１６５
１０３，０５４	５，５５５，６１６
４９，１２３	１，９４２，６７６
△２，０００	４１３，４８６
７，９２２	５１６，８３５
７，４００	１，５５０，８００
２６７，３７３	２７，４２２，５０７

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2,361,436	92,463
3 民生費	12,943,919	128,775
4 衛生費	2,769,986	2,230
7 土木費	2,782,656	4,538
8 消防費	811,509	4,306
9 教育費	2,004,473	35,061
歳　　出　　合　　計	27,155,134	267,373

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
2,453,899	2,391		1,240	88,832
13,072,694	131,533		△54,907	52,149
2,772,216			2,230	
2,787,194				4,538
815,815	319		2,839	1,148
2,039,534	17,934	7,400	△15,012	24,739
27,422,507	152,177	7,400	△63,610	171,406

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 74,000	千円 171,406	千円 245,406

（款）　8　地方特例交付金

（項）　2　子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　子ども・子育て支援臨時交付金	0	171,406	171,406
計	0	171,406	171,406

補　正　前	補　正　額	計
千円 151,307	千円 △57,105	千円 94,202

（款）　11　分担金及び負担金

（項）　1　負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　民生費負担金	149,087	△57,105	91,982
計	151,307	△57,105	94,202

補　正　前	補　正　額	計
千円 428,592	千円 △12,427	千円 416,165

（款）　12　使用料及び手数料

（項）　1　使用料

目	補正前の額	補　正　額	計
5　教育使用料	83,144	△15,012	68,132

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 子ども・子育て支援臨時交付金	171,406	子ども・子育て支援臨時交付金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 児童福祉費負担金	△57,105	保育所費負担金現年度分

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 幼稚園使用料	△15,012	保育料

（款） 8 地方特例交付金　　（項） 2 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	294,839	△15,012	279,827

（項）　2　手数料

目	補正前の額	補　正　額	計
1　総務手数料	30,749	875	31,624
4　消防手数料	648	1,710	2,358
計	133,753	2,585	136,338

補　正　前	補　正　額	計
千円 5,452,562	千円 103,054	千円 5,555,616

（款）　13　国庫支出金

（項）　1　国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　民生費国庫負担金	4,757,201	86,692	4,843,893
2　教育費国庫負担金	269	11,052	11,321
計	4,757,470	97,744	4,855,214

（項）　2　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費国庫補助金	196,327	2,391	198,718

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 総務手数料	875	証明書コンビニ交付手数料
1 消防手数料	1,710	危険物許認可等手数料

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費負担金	86,692	母子生活支援施設費負担金 児童扶養手当負担金 施設型給付費負担金 子育てのための施設等利用給付交付金	1,087 2,207 72,942 10,456
1 幼稚園費負担金	11,052	施設型給付費負担金 子育てのための施設等利用給付交付金	75 10,977

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	2,391	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

（款） 12 使用料及び手数料　　（項） 1 使用料

目	補正前の額	補　正　額	計
2 民生費国庫補助金	138,864	2,600	141,464
7 消防費国庫補助金	0	319	319
計	644,878	5,310	650,188

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,893,553	千円 49,123	千円 1,942,676

（款） 14 府支出金

（項） 1 府負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 民生費府負担金	1,322,318	42,241	1,364,559
2 教育費府負担金	134	5,526	5,660
計	1,322,452	47,767	1,370,219

（項） 2 府補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
8 教育費府補助金	29,886	1,356	31,242
計	427,267	1,356	428,623

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 児童福祉費補助金	2,600	子ども・子育て支援事業費補助金
1 消防費補助金	319	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 児童福祉費負担金	42,241	母子生活支援施設費負担金 施設型給付費負担金 子育てのための施設等利用給付交付金	543 36,470 5,228
1 幼稚園費負担金	5,526	施設型給付費負担金 子育てのための施設等利用給付交付金	38 5,488

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 教育総務費補助金	1,356	道徳教育推進事業費補助金 教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業費補助金 大阪府子どもの貧困緊急対策事業費補助金	201 498 657

（款） 13 国庫支出金　　（項） 2 国庫補助金

補　正　前	補　正　額	計
千円 415,486	千円 △2,000	千円 413,486

（款） 17 繰入金

（項） 1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
8 地域環境基金繰入金	79,289	△2,000	77,289
計	387,740	△2,000	385,740

補　正　前	補　正　額	計
千円 508,913	千円 7,922	千円 516,835

（款） 19 諸収入

（項） 5 雑入

目	補正前の額	補　正　額	計
1 雑入	465,011	7,922	472,933
計	465,011	7,922	472,933

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 地域環境基金繰入金	△2,000	地域環境基金繰入金

節		説明	
区分	金額		
1 雑入	7,922	保育所等三歳以上児及び職員主食費負担金	3,375
		消防団員退職報償金	484
		認定こども園等短時間児給食費負担金	△1,177
		キオスク端末証明書発行手数料	365
		消防団員安全装備品整備事業助成金	645
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	4,230

（款） 17 繰入金　　（項） 1 基金繰入金

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,543,400	千円 7,400	千円 1,550,800

（款） 20 市債

（項） 1 市債

目	補正前の額	補　正　額	計
6 教育債	89,700	7,400	97,100
計	1,543,400	7,400	1,550,800

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
4 社会教育債	7,400	体育施設整備事業債

（款） 20 市債　　（項） 1 市債

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,361,436	千円 92,463	千円 2,453,899

（款）2 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,256,600	2,391	1,258,991	2,391			
7 会計管理費	5,570	677	6,247				677
22 財政調整基金費	16	87,998	88,014				87,998
計	1,647,333	91,066	1,738,399	2,391			88,675

（項）4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民登録費	222,760	1,397	224,157			1,240	157
計	222,760	1,397	224,157			1,240	157

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	2,391	6 電算処理事業 2,391	19 負担金、補助及び交付金 2,391 地方公共団体情報システム機構交付金
13 委託料	677	1 会計出納事務事業 677	13 委託料 677 システム導入委託料
25 積立金	87,998	1 財政調整基金積立事業 87,998	25 積立金 87,998 財政調整基金積立金

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
12 役務費	181	3 住基・印鑑登録事務事業 632	12 役務費 181 キオスク端末証明書発行分手数料収納金
13 委託料	1,216		13 委託料 451 コンビニ交付証明書発行委託料
		4 旅券発給事務事業 765	13 委託料 765 窓口業務委託料

（款） 2 総務費　　（項） 1 総務管理費

補　正　前	補　正　額	計
千円 12,943,919	千円 128,775	千円 13,072,694

（款）3 民生費

（項）1 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 老人福祉費	2,037,179	522	2,037,701				522
計	4,654,438	522	4,654,960				522

（項）2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	1,219,553	123,873	1,343,426	127,696			△3,823
3 母子福祉費	525,286	4,380	529,666	3,837			543

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
28 繰出金	522	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 522	28 繰出金 522 介護保険事業特別会計への繰出

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
9 旅費 11 需用費 12 役務費 19 負担金、補助及び交付金 20 扶助費	23 197 1,236 9,300 113,117	1 人件費 0	
		2 一般事務事業（こども育成課） 1,456	9 旅費 23 普通旅費
			11 需用費 197 消耗品費 35 印刷製本費 162
			12 役務費 1,236 通信運搬費
		10 民間認定こども園等運営補助事業 9,300	19 負担金、補助及び交付金 9,300 民間認定こども園等運営費補助金
		16 他市特定教育・保育施設施設型給付事業 6,582	20 扶助費 6,582 施設型給付費
		17 特定教育・保育施設施設型給付事業 85,622	20 扶助費 85,622 施設型給付費
		24 子育てのための施設等利用給付事業 20,913	20 扶助費 20,913 施設等利用費
11 需用費 12 役務費 20 扶助費	26 81 4,273	2 児童扶養手当支給事業 2,207	11 需用費 26 消耗品費 10 印刷製本費 16
			12 役務費 81 通信運搬費 65 振込手数料 16
			20 扶助費 2,100

（款） 3 民生費　　（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 保育所費	706,005	0	706,005			△54,907	54,907
計	4,268,656	128,253	4,396,909	131,533		△54,907	51,627

補正前	補正額	計
千円 2,769,986	千円 2,230	千円 2,772,216

（款） 4 衛生費

（項） 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 地域環境基金活用事業費	95,739	2,230	97,969			2,230	
計	1,109,677	2,230	1,111,907			2,230	

補正前	補正額	計
千円 2,782,656	千円 4,538	千円 2,787,194

（款） 7 土木費

（項） 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 公園管理費	147,950	4,538	152,488				4,538

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
			児童扶養手当
		4 母子生活支援施設入所事業 2,173	20 扶助費 2,173 母子生活支援扶助費
		1 人件費 0	
		2 保育所運営事業 0	

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
13 委託料	2,230	26 新エネルギー導入促進事業 2,230	13 委託料 2,230 新エネルギー啓発事業委託料

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
1 報酬 9 旅費 11 需用費	1,514 24 3,000	1 公園維持管理事業 4,538	1 報酬 1,514 嘱託報酬
			9 旅費 24 費用弁償
			11 需用費 3,000

（款） 3 民生費　　（項） 2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	663,283	4,538	667,821				4,538

補　正　前	補　正　額	計
千円 811,509	千円 4,306	千円 815,815

（款）8 消防費

（項）1 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 常備消防費	802,368	2,220	804,588			1,710	510
2 非常備消防費	9,141	2,086	11,227	319		1,129	638
計	811,509	4,306	815,815	319		2,839	1,148

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
			修繕料

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
11 需用費 13 委託料 18 備品購入費	435 1,539 246	1 人件費 0	
		2 一般事務事業（消防本部） 435	11 需用費 435 消耗品費
		6 火災消火事業 246	18 備品購入費 246 器具購入費
		7 火災予防事業 1,539	13 委託料 1,539 準特定屋外タンク貯蔵所審査委託料
8 報償費 18 備品購入費	484 1,602	1 消防団事業 2,086	8 報償費 484 退職者報償金
			18 備品購入費 1,602 団用器具費

（款） 7 土木費　　（項） 4 都市計画費

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,004,473	千円 35,061	千円 2,039,534

（款）9 教育費

（項）1 教育総務費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 教育支援センター費	44,022	1,155	45,177	1,155			
4 教育指導費	63,598	201	63,799	201			
計	538,946	1,356	540,302	1,356			

（項）3 中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	252,581	514	253,095				514
計	287,062	514	287,576				514

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
8 報償費 9 旅費 11 需用費 14 使用料及び賃借料	981 30 103 41	7 家庭教育支援事業 1,155	8 報償費 981 家庭教育支援員謝礼 9 旅費 30 費用弁償 11 需用費 103 消耗品費 3 印刷製本費 100 14 使用料及び賃借料 41 会場借上料
8 報償費 9 旅費 11 需用費	32 123 46	5 明日を拓く学校づくり推進事業 201	8 報償費 32 講師謝礼 9 旅費 123 費用弁償 11 需用費 46 消耗品費

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
15 工事請負費	514	4 中学校施設整備事業 514	15 工事請負費 514 補修工事費

（款） 9 教育費　　（項） 1 教育総務費

（項） 4 幼稚園費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	303,110	23,255	326,365	16,578		△15,012	21,689
計	303,110	23,255	326,365	16,578		△15,012	21,689

（項） 6 保健体育費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 体育館費	39,700	9,936	49,636		7,400		2,536
計	110,228	9,936	120,164		7,400		2,536

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	1,178	2 人件費（幼稚園教諭） 0	
20 扶助費	22,077	9 特定教育・保育施設施設型給付事業 122	20 扶助費 施設型給付費 122
		12 子育てのための施設等利用給付事業 23,133	19 負担金、補助及び交付金 副食費 1,178
			20 扶助費 施設等利用費 21,955

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
15 工事請負費	9,936	2 体育館維持管理事業 9,936	15 工事請負費 補修工事費 9,936

（款） 9 教育費　　（項） 4 幼稚園費

給　与　費　明　細　書

特別職

区分		職員数（人）	給与費						共済費（千円）	合計（千円）	備考
			報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（年間支給率分）（千円）	地域手当（千円）	その他の手当（千円）	合計（千円）			
補正後	長等	3		24,528	11,416	1,714	167	37,825	7,064	44,889	
	議員	16	106,680		46,406			153,086	39,188	192,274	
	その他の特別職	1,158	444,127					444,127	69,533	513,660	
	計	1,177	550,807	24,528	57,822	1,714	167	635,038	115,785	750,823	
補正前	長等	3		24,528	11,416	1,714	167	37,825	7,064	44,889	
	議員	16	106,680		46,406			153,086	39,188	192,274	
	その他の特別職	1,157	442,613					442,613	69,533	512,146	
	計	1,176	549,293	24,528	57,822	1,714	167	633,524	115,785	749,309	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	1	1,514					1,514		1,514	
	計	1	1,514					1,514		1,514	

地方債の当該年度中における増減見込額及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区　分	前年度末現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	12,694,084	593,400	7,400	600,800	1,204,167		1,204,167	12,083,317	12,090,717
(1) 総務債	692,217	17,700		17,700	117,913		117,913	592,004	592,004
(2) 民生債	522,166	54,600		54,600	13,302		13,302	563,464	563,464
(3) 衛生債	433,955	80,400		80,400	49,473		49,473	464,882	464,882
(4) 農林水産業債	4,400							4,400	4,400
(5) 土木債	5,078,519	291,400		291,400	629,464		629,464	4,740,455	4,740,455
(6) 公営住宅債	731,229	34,300		34,300	32,464		32,464	733,065	733,065
(7) 消防債	1,001,382	25,300		25,300	44,905		44,905	981,777	981,777
(8) 教育債	4,230,216	89,700	7,400	97,100	316,646		316,646	4,003,270	4,010,670
2. 災害復旧債	53,900							53,900	53,900
(1) 衛生債	400							400	400
(2) 土木債	33,700							33,700	33,700
(3) 公営住宅債	1,400							1,400	1,400
(4) 教育債	18,400							18,400	18,400
3. その他債	14,771,607	950,000		950,000	1,044,223		1,044,223	14,677,384	14,677,384
(1) 減税補てん債	254,369				59,665		59,665	194,704	194,704
(2) 臨時財政対策債	14,381,789	950,000		950,000	974,843		974,843	14,356,946	14,356,946
(3) 減収補てん債	135,449				9,715		9,715	125,734	125,734
合　計	27,519,591	1,543,400	7,400	1,550,800	2,248,390		2,248,390	26,814,601	26,822,001

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

（補正第２号）

議案第２５号

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４９，０５０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４９２，８１４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 国庫支出金		1,258,419	523	1,258,942
	2 国庫補助金	344,344	523	344,867
3 支払基金交付金		1,399,614	6,002	1,405,616
	1 支払基金交付金	1,399,614	6,002	1,405,616
6 繰入金		930,039	42,525	972,564
	1 一般会計繰入金	880,039	522	880,561
	2 基金繰入金	50,000	42,003	92,003
歳　　入　　合　　計		5,443,764	49,050	5,492,814

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		151,040	1,045	152,085
	1　総務管理費	77,946	1,045	78,991
6　諸支出金		1,402	48,005	49,407
	1　償還金及び還付加算金	1,402	48,005	49,407
歳　　出　　合　　計		5,443,764	49,050	5,492,814

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

（補正第２号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
2 国庫支出金	１，２５８，４１９
3 支払基金交付金	１，３９９，６１４
6 繰入金	９３０，０３９
歳　入　合　計	５，４４３，７６４

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
５２３	１，２５８，９４２
６，００２	１，４０５，６１６
４２，５２５	９７２，５６４
４９，０５０	５，４９２，８１４

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	151,040	1,045
6 諸支出金	1,402	48,005
歳　　出　　合　　計	5,443,764	49,050

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
152,085	523			522
49,407				48,005
5,492,814	523			48,527

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,258,419	千円 523	千円 1,258,942

（款）　2 国庫支出金

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
4 介護保険事業費補助金	0	523	523
計	344,344	523	344,867

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,399,614	千円 6,002	千円 1,405,616

（款）　3 支払基金交付金

（項）　1 支払基金交付金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 介護給付費交付金	1,322,842	6,002	1,328,844
計	1,399,614	6,002	1,405,616

補　正　前	補　正　額	計
千円 930,039	千円 42,525	千円 972,564

（款）　6 繰入金

（項）　1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
2 その他一般会計繰入金	150,885	522	151,407

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 介護保険事業費補助金	523	介護保険システム改修事業費補助金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 過年度分	6,002	介護給付費交付金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 事務費繰入金	522	事務費繰入金

（款） 2 国庫支出金　　（項） 2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	880,039	522	880,561

（項）　2 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	50,000	42,003	92,003
計	50,000	42,003	92,003

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 介護給付費準備基金繰入金	42,003	介護給付費準備基金繰入金

（款） 6 繰入金　　（項） 1 一般会計繰入金

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 151,040	千円 1,045	千円 152,085

（款）1 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	77,946	1,045	78,991	523			522
計	77,946	1,045	78,991	523			522

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,402	千円 48,005	千円 49,407

（款）6 諸支出金

（項）1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 第1号被保険者保険料還付金	1,400	2,396	3,796				2,396
3 償還金	1	45,609	45,610				45,609
計	1,402	48,005	49,407				48,005

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
13 委託料	1,045	2 一般事務事業 1,045	13 委託料 1,045 介護保険システム改修委託料

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
23 償還金、利子及び割引料	2,396	1 被保険者保険料還付金事業 2,396	23 償還金、利子及び割引料 2,396 保険料過誤納還付金
23 償還金、利子及び割引料	45,609	1 国庫支出金等返還金事業 45,609	23 償還金、利子及び割引料 45,609 返還金

（款） 1 総務費　　（項） 1 総務管理費

議案第２６号

平成３０年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、平成３０年度泉大津市水道事業会計に係る利益剰余金を、別紙（案）のとおり建設改良積立金に積み立てる処分の議決を求める。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

「別　紙」

平成３０年度泉大津市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,149,702,019	318,067,035	446,097,371
議会の議決による処分額	0	0	△223,048,685
建設改良積立金への積立	0	0	△223,048,685
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	5,149,702,019	318,067,035	（繰越利益剰余金） 223,048,686

認定第１号

平成３０年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件

平成３０年度泉大津市一般会計及び特別会計決算（別冊）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定に付する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

認定第２号

平成３０年度泉大津市水道事業会計決算認定の件

平成３０年度泉大津市水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定に付する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

認定第３号

平成３０年度泉大津市病院事業会計決算認定の件

平成３０年度泉大津市病院事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定に付する。

令和元年９月１１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一